許　可　申　請　書

令和　　　年　　　月　　　日

（あて先）

埼玉県越谷県土整備事務所長

申 請 者　住　所

（ 連絡先／ＴＥＬ ）

　別紙のとおり 河川法 第 ２５ 条 の許可を申請します。

河川法第２５条

（河川の産出物の採取）

１　河川の名称

２　採取の目的

３　採取の場所及び採取に係る土地の面積

　(１)場　所

　(２)面　積　　　　　　　　　　　　平方メートル

４　行為の内容

　(１)種　類

　(２)数　量

５　採取の方法

６　採取の期間

令和　　　年　　　月　　　日から

令和　　　年　　　月　　　日まで

備　　　考

　１　土石の採取にあっては、次のとおりとすること。

　　(1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石

　　　 その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。

　　(2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとと

　　　もに、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に

　　　係る掘さく又は切土の深さを記載すること。

　２「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路

　　を付記すること。

　３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項につ

　　いても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併

　　記すること。

（添付図面）

　１　河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

　２　河川の産出物の採取に係る土地の縮尺５万分の１の位置図

　３　河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

　４　土石の採取にあっては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横

　　断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

　５　河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載

　　した図書

　６　河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認

　　可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けている

　　ことを示す書面又は受ける見込みに関する書面

　７　その他参考となるべき事項を記載した図書